

●財務諸表

●貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
■資産の部			■負債の部		
現金	4,702	2,715	貯 金	2,723,270	2,577,805
預 け 金	1,284,654	1,118,089	当 座 貯 金	27,731	19,513
系 統 預 け 金	1,284,472	1,117,922	普 通 貯 金	52,949	52,990
系 統 外 預 け 金	181	167	貯 蓄 貯 金	101	95
金 銭 の 信 託	87,433	84,706	通 知 貯 金	6,310	10,510
有 価 証 券	1,110,484	1,202,554	別 段 貯 金	6,277	6,362
国 債	259,631	306,314	定 期 貯 金	2,629,515	2,487,952
地 方 債	5,900	12,450	定 期 積 金	384	381
社 債	49,088	38,423	譲 渡 性 貯 金	3,000	—
外 国 証 券	287,983	319,007	債券貸借取引受入担保金	38,621	88,984
株 式	6,816	9,419	代 理 業 務 勘 定	1	1
受 益 証 券	500,975	516,841	そ の 他 負 債	6,059	8,437
投 資 証 券	89	97	未 払 法 人 税 等	319	302
貸 出 金	336,508	341,576	金 融 派 生 商 品	1,506	811
手 形 貸 付	4,744	5,322	資 産 除 去 債 務	109	112
証 書 貸 付	265,192	262,731	そ の 他 の 負 債	852	841
当 座 貸 越	29,144	38,435	未 払 費 用	3,188	6,278
金 融 機 関 貸 付	37,271	35,043	前 受 収 益	66	80
割 引 手 形	155	42	未 決 済 為 替 借	15	8
そ の 他 資 産	10,900	11,632	諸 引 当 金	8,158	7,976
金 融 派 生 商 品	124	670	相 互 援 助 積 立 金	6,906	7,007
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	1,780	433	賞 与 引 当 金	69	67
そ の 他 の 資 産	4,879	4,446	退 職 給 付 引 当 金	966	726
未 収 収 益	4,089	6,063	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	57	31
未 決 済 為 替 貸	26	18	特 例 業 務 負 担 金 引 当 金	158	142
有 形 固 定 資 産	1,691	1,734	債 務 保 証	1,464	1,614
建 物	683	722	負 債 の 部 合 計	2,780,575	2,684,819
土 地	848	848	■純資産の部		
その他の有形固定資産	159	163	出 資 金	105,381	105,381
無 形 固 定 資 産	75	41	(うち後配出資金)	89,348	89,348
ソ フ ト ウ ェ ア	65	32	資 本 準 備 金	0	0
その他の無形固定資産	9	9	再 評 価 積 立 金	31	31
外 部 出 資	158,399	158,418	利 益 剰 余 金	126,799	128,460
系 統 出 資	156,614	156,614	利 益 準 備 金	56,400	57,800
系 統 外 出 資	1,221	1,224	そ の 他 利 益 剰 余 金	70,399	70,660
子 会 社 等 出 資	564	579	経 営 安 定 化 積 立 金	28,300	28,300
繰 延 税 金 資 産	1,265	428	特 別 積 立 金	31,000	31,000
債 務 保 証 見 返	1,464	1,614	当 期 未 処 分 剰 余 金	11,099	11,360
貸 倒 引 当 金	△ 3,370	△ 2,816	(うち当期剰余金)	(6,878)	(6,356)
			処 分 未 済 持 分	△ 0	—
			会 員 資 本 合 計	232,211	233,873
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 18,578	2,004
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 18,578	2,004
			純 資 産 の 部 合 計	213,633	235,878
資 産 の 部 合 計	2,994,208	2,920,698	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,994,208	2,920,698

●損益計算書

(単位：百万円)

科 目		令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)
経常収用収益	経常収用収益	62,820	69,844
	貸出金	43,130	44,856
	貸預金	2,057	2,623
	有価証券	643	2,542
	そのうち、受取利息	32,370	32,139
	(うち、引当金)	0	0
	役務の提供	8,059	7,550
	受取利息	(8,053)	(7,540)
	引当金	224	266
	手数料	78	121
	そのうち、引当金	141	140
	その他	4	4
	外国債	6,164	17,855
	そのうち、引当金	—	17,109
	外国債	6,070	697
	そのうち、引当金	92	47
	(うち、引当金)	(13)	(8)
	貸倒引当金	13,301	6,865
	貸倒引当金	585	—
経常費用	経常費用	55,204	62,512
	経常費用	15,241	19,737
	貯蓄金	1,095	5,738
	渡り金	15	31
	(うち、引当金)	14,130	13,967
	役務の提供	(14,109)	(13,911)
	引当金	498	520
	手数料	21	35
	そのうち、引当金	476	483
	その他	0	0
	外国債	35,079	36,177
	そのうち、引当金	5,157	—
	外国債	22,858	23,039
	そのうち、引当金	7,062	13,135
	外国債	0	2
	経常費用	3,857	4,210
	人物税	1,892	1,957
	その他	1,807	2,085
	の倒引当金	158	167
	貸倒引当金	528	1,866
経常利益	経常利益	7,615	7,332
	経常利益	0	0
	固定資産	0	0
	引当金	7,615	7,332
	法人税、住民税	860	810
	法人税	△123	164
	法人税	737	975
	当期剰余金	6,878	6,356
	当期首繰越剰余金	4,221	5,004
	当期末繰越剰余金	11,099	11,360
	経常利益	7,615	7,332
	経常利益	0	0
	固定資産	0	0
	引当金	7,615	7,332
	法人税、住民税	860	810
	法人税	△123	164
	法人税	737	975
	当期剰余金	6,878	6,356
	当期首繰越剰余金	4,221	5,004
	当期末繰越剰余金	11,099	11,360

●剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目		令和6年度	令和7年度
当 期 未 処 分 剰 余 金		11,099	11,360
剰 余 金 処 分 額		6,094	5,860
利 益 準 備 金		1,400	1,300
出 資 配 当 金		990	990
普通出資に対する配当金 (配当率)		320 (2.00%)	320 (2.00%)
後配出資に対する配当金 (配当率)		670 (0.75%)	670 (0.75%)
事 業 分 量 配 当 金		3,704	3,569
次 期 繰 越 剰 余 金		5,004	5,500

令和6年度 注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
- ・売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は移動平均法により算定)。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 2年～50年 |
| その他 | 2年～60年 |
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,520百万円であります。
- ② 賞与引当金
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
- ④ 役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- ⑤ 相互援助積立金
- 相互援助積立金は、「長野県」Aバンク支援制度要領に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
- ⑥ 特例業務負担金引当金
- 特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度における将来負担見込額を計上しております。
- (9) ヘッジ会計の方法
- 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (10) 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 3,370百万円 |
|-------|----------|
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
- 貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」(「8 引当金の計上方法」)「①貸倒引当金」に記載しております。
- b 主要な仮定
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
- 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- 「5. 金融商品に関する事項」(「2 金融商品の時価等に関する事項」)に記載しております。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
- 金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」(「2 金融商品の時価等に関する事項」)「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。
- b 主要な仮定
- 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
- 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,215百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合 計
所有権移転外ファイナンス・リース	15百万円	17百万円	33百万円
オペレーティング・リース	18百万円	50百万円	68百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 40,000 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 38,621 百万円 |
- 上記の他、為替決済に係る担保として預け金 66,000 百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券 1,125 百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金 41 百万円、預け金 35 百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に 13,065 百万円、外国証券に 44,601 百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|-----------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 一百万円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 3,714 百万円 |
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額
該当ありません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 31 百万円 |
| 危険債権額 | 3,646 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 827 百万円 |
| 合計額 | 4,505 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、155 百万円であります。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、101,115 百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 25,024 百万円が含まれております。

4. 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 5 百万円 |
| うち事業取引高 | 5 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 一百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 330 百万円 |
| うち事業取引高 | 330 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 一百万円 |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は 579 百万円であります。

5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、長野県を事業区域として、県内の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- J A は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託及び株式等であり、純投資目的（その他目的・売買目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- デリバティブ取引には、A L M の一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。
- 与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。
- また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
- b 市場リスクの管理
- 当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。
- このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、V a R 法や B P V 法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。
- また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、A L M の協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。
- なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。
- 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。
- 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を V a R により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
- 当会の V a R は分散共分散法（保有期間 60 日、信頼区間 99%、観測期間 1,000 日）により算出しており、令和 7 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 32,109 百万円です。

- なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。
- ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理
当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。
- 適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
- なお、市場価格のない株式等は、次表には含まず③に記載しております。また、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,284,654	1,282,521	△ 2,132
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	20,000	20,000	—
その他の金銭の信託	67,433	67,433	—
有価証券			
その他有価証券	1,110,484	1,110,484	—
貸出金	336,508		
貸倒引当金	△ 3,321		
貸倒引当金控除後	333,187	329,462	△ 3,724
資 産 計	2,815,758	2,809,901	△ 5,856
貯金	2,726,270	2,720,816	△ 5,454
負 債 計	2,726,270	2,720,816	△ 5,454
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,381)	(1,381)	—
デリバティブ取引計	(1,381)	(1,381)	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金 3,000 百万円を含めております。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 c と同様の方法により評価しております。

c 有価証券

有価証券のうち、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、デフォルト率等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引 (為替予約) であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	158,399 百万円
合 計	158,399 百万円

- (注) 1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。
2. 外部出資のうち、投資事業有限責任組合への出資金 141 百万円については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日) 第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,284,654	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	17,847	63,470	99,707	176,929	96,029	590,291
貸出金	70,827	34,771	39,490	46,989	31,564	112,841
合 計	1,373,329	98,241	139,197	223,918	127,593	703,132

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）8,477百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金10,124百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等24百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,712,455	10,018	414	21	284	75
譲渡性貯金	3,000	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	38,621	—	—	—	—	—
合 計	2,754,076	10,018	414	21	284	75

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	39,103	38,684	418
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	5,048	5,000	48
	外 国 証 券	74,208	72,090	2,117
	株 式	3,936	1,972	1,963
	受 益 証 券	322,744	304,879	17,865
	投 資 証 券	89	58	30
	小 計	445,130	422,686	22,444
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	220,527	237,882	△ 17,354
	地 方 債	5,900	6,226	△ 326
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	44,039	46,241	△ 2,201
	外 国 証 券	213,775	220,906	△ 7,131
	株 式	2,879	3,016	△ 136
	受 益 証 券	178,230	191,225	△ 12,995
	投 資 証 券	—	—	—
	小 計	665,353	705,498	△ 40,145
合 計		1,110,484	1,128,185	△ 17,701

(注) 上記差額合計△ 17,701百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	539,673 百万円	6,019 百万円	22,858 百万円
株 式	5,042	4,126	—
その他	17,278	6,249	—
合 計	561,994	16,395	22,858

7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 20,000 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額 一百万円

② その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	67,433 百万円	68,310 百万円	△ 876 百万円	2,083 百万円	△ 2,960 百万円

(注) 1. 上記差額合計△ 876百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職金共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

- ② 確定給付制度
- a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|------------------|
| 期首における退職給付債務 | 2,227 百万円 |
| 勤務費用 | 108 百万円 |
| 利息費用 | 16 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △ 170 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 127 百万円 |
| 期末における退職給付債務 | <u>2,055 百万円</u> |
- b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|------------|------------------|
| 期首における年金資産 | 1,089 百万円 |
| 期待運用収益 | 8 百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 60 百万円 |
| 退職給付の支払額 | △ 69 百万円 |
| 期末における年金資産 | <u>1,088 百万円</u> |
- c 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|---------------------|----------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,055 百万円 |
| 年金資産 | △ 1,088 百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 966 百万円 |
| 退職給付引当金 | <u>966 百万円</u> |
- d 退職給付に関連する損益
- | | |
|-------------------|-----------------|
| 勤務費用 | 108 百万円 |
| 利息費用 | 16 百万円 |
| 期待運用収益 | △ 8 百万円 |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | △ 170 百万円 |
| 合計 | <u>△ 52 百万円</u> |
- e 年金資産の内訳
- | | |
|-----------------------|---------------|
| 年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率 | |
| 現金及び預金 | 38.4% |
| 共済預け金 | 61.6% |
| 合計 | <u>100.0%</u> |
- f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
- 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。
- g 数理計算上の計算基礎に関する事項
- 期末における主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表しております。)
- | | |
|-----------|--------|
| 割引率 | 1.481% |
| 長期期待運用収益率 | 0.740% |

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合 (存続組合) が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。
- なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22 百万円となっております。
- また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、163 百万円となっております。

9. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
- | | |
|---------------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額 | 664 百万円 |
| 貸出金償却超過額 | 253 百万円 |
| 退職給付引当金超過額 | 273 百万円 |
| 相互援助積立金 | 1,959 百万円 |
| 支払奨励金未払費用 | 626 百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 5,355 百万円 |
| その他 | 332 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 9,465 百万円 |
| 評価性引当額 | △ 8,198 百万円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 1,267 百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △ 2 百万円 |
| 繰延税金負債合計 (B) | △ 2 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 1,265 百万円 |
- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- | | |
|----------------------|----------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久差異 | 0.13% |
| 受取配当金益金不算入等 | △ 0.48% |
| 事業分量配当金等 | △ 13.45% |
| 評価性引当額 | △ 3.89% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 | △ 0.12% |
| その他 | △ 0.17% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 9.68% |

- (3) 法人税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
- 「所得税法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日に開始する年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.66%から28.37%に変更されました。
- この税率変更により、当年度の繰延税金資産は9 百万円増加し、法人税等調整額が9 百万円減少しております。

令和7年度 注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
- ・売買目的有価証券・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 2年～50年 |
| その他 | 2年～60年 |
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の償却・引当細則」に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,361百万円であります。
- ② 賞与引当金
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用又は収益処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異：その発生年度において全額費用又は収益処理
- ④ 役員退職慰労引当金
- 役員退職慰労引当金については、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金内規」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- ⑤ 相互援助積立金
- 相互援助積立金は、「長野県JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
- ⑥ 特例業務負担金引当金
- 特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度における将来負担見込額を計上しております。
- (9) ヘッジ会計の方法
- 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該先物為替予約についてはヘッジ会計の要件を満たしていることから、時価ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。
- (10) 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 2,816百万円 |
|-------|----------|
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
- 貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」(「8 引当金の計上方法」)「①貸倒引当金」に記載しております。
- b 主要な仮定
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
- 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 金融商品の時価
- ① 当年度に係る計算書類に計上した額
- 「5. 金融商品に関する事項」(「2 金融商品の時価等に関する事項」)に記載しております。
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- a 算出方法
- 金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」(「2 金融商品の時価等に関する事項」)「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。
- b 主要な仮定
- 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
- c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響
- 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、3,265百万円であります。
- (2) リース契約により使用している重要な固定資産としては、端末機・車両等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合 計
所有権移転外ファイナンス・リース	14百万円	13百万円	28百万円
オペレーティング・リース	17百万円	33百万円	50百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 88,459 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 88,984 百万円 |
- 上記の他、為替決済に係る担保として預け金 66,000 百万円、先物取引の証拠金等の代用として有価証券 1,093 百万円、また、県公金収納代理及び指定金融等事務取扱の担保として、現金 41 百万円、預け金 35 百万円を差し入れております。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に 19,735 百万円、外国証券に 39,723 百万円含まれております。
- (5) 子会社等に対する金銭債権、金銭債務の総額は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|-----------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 一百万円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 3,520 百万円 |
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、金銭債務の総額
該当ありません。
- (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 9 百万円 |
| 危険債権額 | 3,527 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 46 百万円 |
| 合計額 | 3,583 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、42 百万円であります。
- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、98,584 百万円であります。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 25,024 百万円が含まれております。

4. 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 5 百万円 |
| うち事業取引高 | 5 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 一百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 343 百万円 |
| うち事業取引高 | 343 百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 一百万円 |
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は 463 百万円であります。

5. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当会は、長野県を事業区域として、県内の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の金融機関であり、農業・地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- J A は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体、県内に事務所等を有する県外企業などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内外の企業や団体などに対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託及び株式等であり、純投資目的（その他目的・売買目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- デリバティブ取引には、A L M の一環で行っている債券先物・オプション取引、株式先物・オプション取引及び先物為替予約取引等があります。このうち、外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- a 信用リスクの管理
- 当会では、信用リスクを与信に付帯する本源的なリスクと位置づけ、信用リスク取引に係る「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しております。
- 与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っております。
- また、有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- 上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めるとともに、モニタリング状況・リスク量等はリスク管理委員会・理事会において報告・協議され、対応方針を決定しております。
- b 市場リスクの管理
- 当会では、金利リスクを含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行い、リスクコントロールすることにより、効率的なポートフォリオを構築し、安定的な収益確保を目指しております。
- このため「市場リスク管理要綱」等を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日々の管理を行うとともに、V a R 法や B P V 法によりリスク量を計測し、自己資本対比での状況把握・管理に努めております。
- また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針等の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離・独立して行っております。具体的には、余裕金運用方針の決定については、A L M の協議内容を踏まえ余裕金運用会議・リスク管理委員会及び理事会、執行はフロント・セクション、モニタリングは市場リスク管理部署が担当し、市場リスクに係る運営状況等について、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しております。
- なお、為替の変動リスクに関しては、必要に応じて先物為替予約等の措置を講じております。
- 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。
- 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量を V a R により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
- 当会の V a R は分散共分散法（保有期間 60 日、信頼区間 99%、観測期間 1,000 日）により算出しており、令和 8 年 3 月 31 日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 32,044 百万円です。

- なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。
- ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理
当会では、流動性リスクを金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、極めて重要なファクターと位置づけ、「流動性リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っております。
- 特に、資金繰りリスクについては、県内のJAバンク全体の信用にも影響することを認識し、その管理には万全を期しております。
- 適切な資金繰りリスク管理は、業務継続及びポートフォリオの安定的な運営を行う上での前提となることから、主体的なリスク管理を行うことにより、資金の調達とポートフォリオの変化に対応する適切なコントロールに努めております。具体的には、関係部署と連携をとり、資金動向、大口資金決済の情報、内外政治経済の動向及び市場流動性リスク等を踏まえつつ、安定的調達による資金繰り管理を行うことなどによって、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
- なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。また、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,118,089	1,115,438	△ 2,651
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	20,000	20,000	—
その他の金銭の信託	64,706	64,706	—
有価証券			
その他有価証券	1,202,554	1,202,554	—
貸出金	341,576		
貸倒引当金	△ 2,774		
貸倒引当金控除後	338,802	331,360	△ 7,441
資 産 計	2,744,154	2,734,060	△ 10,093
貯金	2,577,805	2,571,105	△ 6,700
負 債 計	2,577,805	2,571,105	△ 6,700
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(140)	(140)	—
デリバティブ取引計	(140)	(140)	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

- a 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下 OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- b 金銭の信託
信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。
- c 有価証券
有価証券のうち、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。
- 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、デフォルト率等が含まれています。
- d 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。
- 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。
- また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

- a 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引 (為替予約) であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては、観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	158,418 百万円
合 計	158,418 百万円

- (注) 1. 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日) 第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。
2. 外部出資のうち、投資事業有限責任組合への出資金 160 百万円については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,118,089	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	30,653	134,152	162,269	81,704	112,408	713,766
貸出金	81,405	40,236	53,089	34,025	31,889	100,926
合 計	1,230,149	174,389	215,358	115,729	144,298	814,692

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く) 18,725 百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 10,124 百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 3 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金	2,573,275	3,928	154	77	94	275
債券貸借取引受入担保金	88,984	—	—	—	—	—
合 計	2,662,259	3,928	154	77	94	275

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	国 債	22,293	22,241	51
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	3,001	3,000	1
	外 国 証 券	142,641	135,141	7,500
	株 式	9,419	4,989	4,430
	受 益 証 券	376,536	335,208	41,328
	投 資 証 券	97	58	39
	小 計	553,990	500,638	53,352
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	国 債	284,021	313,318	△ 29,297
	地 方 債	12,450	13,520	△ 1,070
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	35,422	37,431	△ 2,009
	外 国 証 券	176,365	182,870	△ 6,505
	株 式	—	—	—
	受 益 証 券	140,304	150,914	△ 10,609
	投 資 証 券	—	—	—
	小 計	648,564	698,056	△ 49,492
合 計		1,202,554	1,198,695	3,859

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 1,007 百万円を差し引いた金額 2,852 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債 券	528,505 百万円	697 百万円	21,520 百万円
株 式	—	—	—
その他	20,965	3,782	1,555
合 計	549,471	4,480	23,076

7. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 20,000 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額 ー百万円

② その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	64,706 百万円	65,890 百万円	△ 1,183 百万円	2,006 百万円	△ 3,190 百万円

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産 335 百万円を加えた金額△ 847 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。この制度に加え、退職給付の一部に充てるため一般社団法人長野県農林漁業団体共済会に加入し、共済会規約に基づく退職金共済制度を採用しております。また、従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

② 確定給付制度	
a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付債務	2,055 百万円
勤務費用	98 百万円
利息費用	30 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 217 百万円
退職給付の支払額	△ 215 百万円
期末における退職給付債務	<u>1,751 百万円</u>
b 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	1,088 百万円
期待運用収益	9 百万円
事業主からの拠出額	59 百万円
退職給付の支払額	△ 133 百万円
期末における年金資産	<u>1,024 百万円</u>
c 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
非積立型制度の退職給付債務	1,751 百万円
年金資産	△ 1,024 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	726 百万円
退職給付引当金	<u>726 百万円</u>
d 退職給付に関連する損益	
勤務費用	98 百万円
利息費用	30 百万円
期待運用収益	△ 9 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 217 百万円
小計	<u>△ 98 百万円</u>
その他	31 百万円
合計	<u>△ 66 百万円</u>
e 年金資産の内訳	
年金資産合計に対する年金資産分類ごとの比率	
現金及び預金	39.5%
共済預け金	60.5%
合計	<u>100.0%</u>
f 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在の年金資産の配分と、年金資産を構成する資産の現在の収益率を考慮しております。	
g 数理計算上の計算基礎に関する事項	
期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）	
割引率	2.340%
長期期待運用収益率	0.908%

（２）人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、23 百万円となっております。

また、存続組合より示された令和 8 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、148 百万円となっております。

9. 税効果会計に関する事項

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等	
繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	608 百万円
貸出金償却超過額	152 百万円
退職給付引当金超過額	206 百万円
相互援助積立金	1,988 百万円
支払奨励金未払費用	634 百万円
その他	352 百万円
繰延税金資産小計	3,942 百万円
評価性引当額	△ 2,839 百万円
繰延税金資産合計（A）	1,102 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 671 百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△ 2 百万円
繰延税金負債合計（B）	<u>△ 673 百万円</u>
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	428 百万円
（２）法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久差異	0.15%
受取配当金益金不算入等	△ 0.59%
事業分量配当金等	△ 13.47%
評価性引当額	△ 0.04%
その他	△ 0.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.30%

●会計監査人の監査

令和 6 年度及び令和 7 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書並びに注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

貯 金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和6年度		令和7年度		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性貯金	当 座 貯 金	22,417	0.8	21,762	0.8	△ 655	0.0
	普 通 貯 金	32,758	1.2	51,244	1.9	18,485	0.7
	貯 蓄 貯 金	102	0.0	97	0.0	△ 4	0.0
	通 知 貯 金	9,338	0.3	12,519	0.5	3,181	0.2
	別 段 貯 金	1,432	0.1	1,500	0.1	68	0.0
	計	66,049	2.4	87,124	3.2	21,075	0.8
定期性貯金	定 期 貯 金	2,736,503	97.4	2,609,014	96.5	△ 127,488	△ 0.9
	う ち 積 立 定 期 貯 金	347	0.0	318	0.0	△ 28	0.0
	う ち 定 期 貯 金	2,736,155	97.4	2,608,696	96.5	△ 127,459	△ 0.9
	定 期 積 金	440	0.0	439	0.0	△ 1	0.0
	計	2,736,944	97.4	2,609,454	96.6	△ 127,489	△ 0.8
譲 渡 性 貯 金		5,804	0.2	5,786	0.2	△ 18	0.0
合 計		2,808,798	100.0	2,702,365	100.0	△ 106,432	0.0

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和7年3月末		令和8年3月末		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利 定 期 貯 金		2,629,248	100.0	2,487,701	100.0	△ 141,547	0.0
変 動 金 利 定 期 貯 金		0	0.0	0	0.0	0	0.0
定 期 貯 金 計		2,629,248	100.0	2,487,701	100.0	△ 141,547	0.0

(注) 定期貯金残高には、積立定期貯金は含まれていません。

貸 出 金

科目別・貸出先別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和6年度		令和7年度		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付 金		5,016	1.5	4,898	1.5	△ 118	0.0
証 書 貸 付 金		267,146	78.4	263,153	78.2	△ 3,993	△ 0.2
当 座 貸 越		26,835	7.9	32,628	9.7	5,793	1.8
金 融 機 関 貸 付 金		41,724	12.2	35,743	10.6	△ 5,981	△ 1.6
割 引 手 形		219	0.1	127	0.0	△ 92	△ 0.1
合 計		340,943	100.0	336,551	100.0	△ 4,392	0.0
会 員	総 合 農 協	1,591	0.5	860	0.3	△ 731	△ 0.2
	そ の 他 農 協・連 合 会	9,398	2.8	13,890	4.1	4,492	1.3
	会 員 の 組 合 員	5,532	1.6	5,097	1.5	△ 435	△ 0.1
	准 会 員	2,862	0.8	3,208	1.0	346	0.2
	会 員 み な し	133	0.0	136	0.0	3	0.0
	計	19,518	5.7	23,193	6.9	3,675	1.2
員 外	地 方 公 共 団 体	50,788	14.9	46,882	13.9	△ 3,906	△ 1.0
	金 融 機 関	41,724	12.2	35,743	10.6	△ 5,981	△ 1.6
	そ の 他	228,911	67.1	230,731	68.6	1,820	1.5
	計	321,425	94.3	313,358	93.1	△ 8,067	△ 1.2

(注)「会員みなし」とは、地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金または定期積金を担保として貸付した者等をいいます。

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類		令和7年3月末		令和8年3月末		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利 貸 出		228,607	67.9	225,020	65.9	△ 3,587	△ 2.1
変 動 金 利 貸 出		107,901	32.1	116,556	34.1	8,655	2.1
合 計		336,508	100.0	341,576	100.0	5,068	0.0

(注) 手形貸付、割引手形等の短期資金については、変動金利貸出に含めています。

●貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年3月末		令和8年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	306	0.1	285	0.1	△ 21	0.0
有 価 証 券	290	0.1	364	0.1	74	0.0
動 産	114	0.0	146	0.0	32	0.0
不 動 産	11,700	3.5	11,059	3.2	△ 641	△ 0.2
そ の 他 の 担 保	—	—	0	0.0	0	0.0
計	12,411	3.7	11,855	3.5	△ 556	△ 0.2
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	851	0.3	974	0.3	123	0.0
そ の 他 の 保 証	2,748	0.8	2,408	0.7	△ 340	△ 0.1
計	3,600	1.1	3,383	1.0	△ 217	△ 0.1
信 用	320,496	95.2	326,337	95.5	5,841	0.3
合 計	336,508	100.0	341,576	100.0	5,068	0.0

●債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年3月末		令和8年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
貯 金 等	—	—	35	2.2	35	2.2
有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—	—	—
不 動 産	28	1.9	26	1.6	△ 2	△ 0.3
そ の 他 の 担 保	26	1.8	10	0.7	△ 16	△ 1.1
計	54	3.7	71	4.5	17	0.8
信 用	1,409	96.2	1,542	95.5	133	△ 0.7
合 計	1,464	100.0	1,614	100.0	150	0.0

●貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年3月末		令和8年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
設 備 資 金	25,525	7.6	25,921	7.6	396	0.0
運 転 資 金	310,983	92.4	315,655	92.4	4,672	0.0
合 計	336,508	100.0	341,576	100.0	5,068	0.0

●貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年3月末		令和8年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
農 業	2,412	0.7	2,636	0.8	224	0.1
林 業	—	—	—	—	—	—
水 産 業	—	—	—	—	—	—
製 造 業	60,949	18.1	62,429	18.3	1,480	0.2
鉱 業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	8,925	2.7	8,855	2.6	△ 70	△ 0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	25,882	7.7	25,906	7.6	24	△ 0.1
運 輸 ・ 通 信 業	11,431	3.4	11,042	3.2	△ 389	△ 0.2
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	26,197	7.8	32,299	9.5	6,102	1.7
金 融 ・ 保 険 業	67,471	20.1	64,743	19.0	△ 2,728	△ 1.1
不 動 産 業	22,390	6.7	24,164	7.1	1,774	0.4
サ ー ビ ス 業	62,979	18.7	62,842	18.4	△ 137	△ 0.3
地 方 公 共 団 体 ・ 公 社 等	47,548	14.1	46,340	13.6	△ 1,208	△ 0.6
そ の 他	320	0.1	315	0.1	△ 5	0.0
合 計	336,508	100.0	341,576	100.0	5,068	0.0

●主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類		令和7年3月末	令和8年3月末	増 減
農 業	業	3,678	3,769	90
	穀 作	1,104	1,064	△ 39
	野 菜 ・ 園 芸	1,278	1,507	228
	果 樹 ・ 樹 園 農 業	288	295	6
	工 芸 作 物	—	—	—
	養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	782	669	△ 112
	養 鶏 ・ 養 卵	73	68	△ 5
	養 蚕	—	—	—
	そ の 他 農 業	150	164	13
農 業 関 連 団 体 等		14,058	24,140	10,082
合 計		17,737	27,910	10,173

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
なお、「貸出金業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2. 資金種類別

①貸出金

(単位：百万円)

種 類		令和7年3月末	令和8年3月末	増 減
プ ロ パ ー 資 金		16,725	26,741	10,015
農 業 制 度 資 金		1,011	1,168	157
	農 業 近 代 化 資 金	1,011	1,168	157
合 計		17,737	27,910	10,173

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

②受託貸付金

(単位：百万円)

種 類		令和7年3月末	令和8年3月末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金		9,806	10,323	517
合 計		9,806	10,323	517

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	790	568	—	790	568	568	417	—	568	417
個別貸倒引当金	3,909	2,802	744	3,165	2,802	2,802	2,399	577	2,224	2,399
合 計	4,700	3,370	744	3,955	3,370	3,370	2,816	577	2,793	2,816

●貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	1	5

(注) 貸出金償却額は貸倒引当金相殺後の金額を表示しています。

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	令和7年3月末	令和8年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	31	9
危険債権 (B)	3,646	3,527
要管理債権 (C)	827	46
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	827	46
小計 (D = A + B + C)	4,505	3,583
正常債権 (E)	333,693	339,886
合計 (F = D + E)	338,198	343,470
担保等による保全 (G)	1,011	952
貸倒引当金 (H)	2,910	2,404
引当率 $H / (D - G)$	83.33	91.41
保全率 $(G + H) / D$	87.07	93.69

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 引当率 = 引当額 / (債権額 - 担保等)
保全率 = (担保等 + 引当額) / 債権額
8. 担保等による保全額のうち、要管理債権については、要管理先債権に対する根担保を債権毎の残高に応じて按分し割り付けて算出しています。
9. 貸倒引当金については、要管理債権の引当である一般貸倒引当金を含んでいます。

●元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

● 有価証券

● 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	191,741	17.2	336,039	28.4	144,298	11.2
地 方 債	6,007	0.5	11,888	1.0	5,881	0.5
社 債	50,381	4.5	50,081	4.2	△ 300	△ 0.3
株 式	3,560	0.3	5,001	0.4	1,441	0.1
外 国 証 券	337,751	30.2	297,576	25.2	△ 40,175	△ 5.0
そ の 他 の 証 券	528,736	47.3	482,456	40.8	△ 46,280	△ 6.5
合 計	1,118,179	100.0	1,183,044	100.0	64,865	0.0

● 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

● 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和7年3月末								
国 債	—	28,672	4,149	6,281	76,679	143,848	—	259,631
地 方 債	—	—	—	—	5,900	—	—	5,900
社 債	—	16,353	13,799	2,103	7,360	9,471	—	49,088
株 式	—	—	—	—	—	—	6,816	6,816
外 国 証 券	746	58,885	118,211	46,057	60,551	3,531	—	287,983
その他の証券	83,299	76,633	150,294	32,842	142,389	15,515	89	501,064
令和8年3月末								
国 債	2,017	76,379	3,044	2,981	115,918	105,974	—	306,314
地 方 債	—	—	—	89	12,360	—	—	12,450
社 債	5,685	12,589	7,903	1,317	7,098	3,827	—	38,423
株 式	—	—	—	—	—	—	9,419	9,419
外 国 証 券	17,107	124,552	58,451	47,168	66,473	5,254	—	319,007
その他の証券	5,764	79,919	124,094	30,475	166,700	21,472	88,513	516,939

● 外貨建資産残高

(単位：百万円)

項 目	令和7年3月末	令和8年3月末
外 貨 建 資 産	232,150	273,192

●有価証券の時価情報等

1. 有価証券

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的有価証券

該当する取引はありません。

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和7年3月末			令和8年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸 借 対 照 表 計上額が取得 原価を超える もの	株 式	3,936	1,972	1,963	9,419	4,989	4,430
	債 券	44,151	43,684	467	25,294	25,241	53
	国 債	39,103	38,684	418	22,293	22,241	51
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,048	5,000	48	3,001	3,000	1
	そ の 他	397,041	377,027	20,014	519,274	470,407	48,867
	外 国 証 券	74,208	72,090	2,117	142,641	135,141	7,500
	その他の証券	322,833	304,937	17,896	376,633	335,266	41,367
	小 計	445,130	422,686	22,444	553,990	500,638	53,352
貸 借 対 照 表 計上額が取得 原価を超えない もの	株 式	2,879	3,016	△ 136	—	—	—
	債 券	270,466	290,349	△ 19,883	331,893	364,269	△ 32,376
	国 債	220,527	237,882	△ 17,354	284,021	313,318	△ 29,297
	地 方 債	5,900	6,226	△ 326	12,450	13,520	△ 1,070
	社 債	44,039	46,241	△ 2,201	35,422	37,431	△ 2,009
	そ の 他	392,005	412,131	△ 20,126	316,669	333,784	△ 17,115
	外 国 証 券	213,775	220,906	△ 7,131	176,365	182,870	△ 6,505
	その他の証券	178,230	191,225	△ 12,995	140,304	150,914	△ 10,609
	小 計	665,353	705,498	△ 40,145	648,564	698,056	△ 49,492
合 計		1,110,484	1,128,185	△ 17,701	1,202,554	1,198,695	3,859

2. 金銭の信託

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和7年3月末		令和8年3月末	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	20,000	—	20,000	—

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和7年3月末					令和8年3月末				
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	67,433	68,310	△ 876	2,083	2,960	64,706	65,890	△ 1,183	2,006	3,190

※「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

（単位：百万円）

区 分			令和7年3月末			令和8年3月末		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売 建	140,182	141,564	△ 1,381	183,250	183,390	△ 140
通貨オプション		買 建	—	—	—	—	—	—
		売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	合 計			140,182	141,564	△ 1,381	183,250	183,390

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

● 損益の状況

● 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、千口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	72,030	70,463	89,438	62,820	69,844
経 常 利 益	12,003	6,361	6,561	7,615	7,332
当 期 剰 余 金	10,427	5,726	6,351	6,878	6,356
出 資 金 (出 資 口 数)	103,923 (20,784)	105,381 (21,076)	105,381 (21,076)	105,381 (21,076)	105,381 (21,076)
純 資 産 額	249,534	207,924	232,551	213,633	235,878
総 資 産 額	3,232,440	3,116,988	3,151,588	3,016,019	2,942,440
貯 金 等 残 高	2,879,143	2,856,789	2,872,297	2,726,270	2,577,805
預 け 金 残 高	1,360,417	1,473,840	1,379,541	1,284,654	1,118,089
貸 出 金 残 高	356,593	358,155	353,540	336,508	341,576
有 価 証 券 残 高	1,258,912	1,024,769	1,148,771	1,110,484	1,202,554
剰 余 金 配 当 金 額	5,552	4,640	4,828	4,694	4,560
普 通 出 資 配 当 額	466	318	320	320	320
後 配 出 資 配 当 額	880	668	670	670	670
事 業 分 量 配 当 額	4,206	3,653	3,838	3,704	3,569
職 員 数	251	242	240	244	245
単 体 自 己 資 本 比 率	16.99	17.74	18.48	14.68	14.52

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返が含まれています。
2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 2 号)に基づき算出しております。

● 事業純益

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
事 業 純 益	△ 4,671	2,972	7,643
実 質 事 業 純 益	△ 4,671	2,972	7,643
コ ア 事 業 純 益	22,740	25,316	2,576
	※ 12,116	※ 25,314	13,197
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	11,711	20,467	8,756
	※ 1,087	※ 20,465	19,377

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)
2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
※ ヘッジ取引解消に伴う費用 (令和 6 年度: △ 10,624 百万円、令和 7 年度: △ 2 百万円) 調整前

● 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資 金 運 用 収 支	28,375	25,758	△ 2,616
資 金 運 用 収 益	43,130	44,856	1,726
資 金 調 達 費 用	14,755	19,097	4,342
役 務 取 引 等 収 支	△ 273	△ 253	20
役 務 取 引 等 収 益	224	266	42
役 務 取 引 等 費 用	498	520	21
そ の 他 事 業 収 支	△ 28,915	△ 18,322	10,592
そ の 他 事 業 収 益	6,164	17,855	11,691
そ の 他 事 業 費 用	35,079	36,177	1,098
事 業 粗 利 益	△ 813	7,183	7,996
事 業 粗 利 益 率	△ 0.03	0.27	0.30

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
2. 本表記載の「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して記載しています。
3. 金銭の信託運用見合費用＝金銭の信託平均残高×資金調達勘定利回り
資金調達勘定利回り＝資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))／資金調達勘定平均残高(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等))×100
4. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
5. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
6. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
7. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定(貸出金＋有価証券＋コールローン＋買現先勘定＋債券貸借取引支払保証金＋買入手形＋買入金銭債権＋預け金＋その他(従業員貸付金等))平均残高×100

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	2,797,051	43,130	1.54	2,688,897	44,856	1.67
うち 預 け 金	1,337,860	8,697	0.65	1,169,215	10,083	0.86
うち 有 価 証 券	1,118,179	32,370	2.89	1,183,044	32,139	2.72
うち 貸 出 金	340,943	2,057	0.60	336,551	2,623	0.78
資 金 調 達 勘 定	2,722,894	14,755	0.54	2,621,419	19,097	0.73
うち 貯 金	2,802,993	15,205	0.54	2,696,578	19,649	0.73
うち 譲 渡 性 貯 金	5,804	15	0.27	5,786	31	0.55
うち 借 用 金	—	—	—	—	—	—
総 資 金 利 ざ や			0.86			0.78

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）× 100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 資金運用勘定の「うち有価証券」の利息には、投資信託解約損益が含まれています。
4. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
5. 資金調達勘定の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	6,069	1,726
うち 預 け 金	1,507	1,386
うち 有 価 証 券	5,420	△ 231
うち 貸 出 金	△ 862	566
支 払 利 息	723	4,342
うち 貯 金	745	4,444
うち 譲 渡 性 貯 金	15	16
うち 借 用 金	—	—
差 引	5,346	△ 2,616

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 受取利息の「うち有価証券」には、投資信託解約損益が含まれています。
4. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。
5. 支払利息の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

●経費の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
人 件 費	1,892	1,957
給 料 手 当 等	1,618	1,679
福 利 厚 生 費	311	329
退 職 給 付 費 用	△ 52	△ 66
役 員 退 職 慰 労 金	0	2
役員退職慰労引当金繰入額	14	13
物 件 費	1,807	2,085
事 業 推 進 費	498	805
債 権 管 理 費	11	10
旅 費 交 通 費	26	27
業 務 費	607	651
負 担 金	214	203
施 設 費	444	382
雑 費	5	5
税 金	158	167
経 費 合 計	3,857	4,210

- (注) 給与手当等には、役員報酬、賞与引当金繰入額が含まれています。

● 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会承認後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

項 目	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	75	15

(注1) 対象役員は、経営管理委員13名、理事4名、監事4名です。

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬等審議会(構成：当会の会員JA組合長から選出された委員4人を含む)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって支給額を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の非常勤役員、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等(注2)の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注3)以上の報酬等を受ける者(注4)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

(注3) 「同等額」は、当年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4) 当年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

●その他の諸指標

●利益率、経営諸指標

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率 (期 末)	12.3	13.3	1.0
(期 中 平 均)	12.1	12.5	0.4
貯 証 率 (期 末)	40.7	46.7	6.0
(期 中 平 均)	39.8	43.8	4.0
一従業員当り貯金平均残高	11,014	10,474	△ 540
一従業員当り貸出金平均残高	1,337	1,304	△ 32
総 資 産 経 常 利 益 率	0.25	0.25	0.00
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.23	0.22	△ 0.01
純 資 産 経 常 利 益 率	3.42	3.25	△ 0.17
純 資 産 当 期 純 利 益 率	3.09	2.82	△ 0.27

- (注) 1. 貯金には、譲渡性が含まれています。
2. 貸出金には、コールローンが含まれています。
3. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
4. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
5. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
6. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100
7. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
8. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
9. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
10. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

●出資金の推移

(単位：百万円、千口)

区 分	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
出 資 金	103,923	105,381	105,381	105,381	105,381
(う ち 後 配 出 資 金)	(88,280)	(89,348)	(89,348)	(89,348)	(89,348)
(出 資 口 数)	(20,784)	(21,076)	(21,076)	(21,076)	(21,076)
合 計	103,923	105,381	105,381	105,381	105,381

●代理業務

●代理貸付残高

(単位：百万円)

金 融 機 関 等	令和7年3月末	令和8年3月末
株式会社 日本政策金融公庫 (農林水産事業)	9,806	10,323
株式会社 日本政策金融公庫 (国民生活事業)	24	18
独立行政法人 住宅金融支援機構	8,374	7,718
独立行政法人 福祉医療機構	234	193
合 計	18,439	18,254

●自動機

●現金自動機器設置台数

(令和8年3月31日現在)

区 分	台 数
信 連 設 置 A T M	6
農 協 設 置 A T M	400

ATM……現金自動預入・支払機

● 自己資本の充実の状況

● 自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。自己資本造成計画の実行により、令和8年3月末における自己資本比率は、14.52%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は「自己資本造成計画」に基づき、会員からの普通出資金、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	160億円(前年度160億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	長野県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	893億円(前年度893億円)

◇ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、「規制資本管理要綱」、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、信用リスク・アセット額については標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するほか、所要自己資本額の充実度を評価するため、年2回ストレステストを行っています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する体制を構築しています。

当会の経営においても、健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことは最重要課題であると認識しています。当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取り組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを一定の前提のもとで計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	227,516	229,313
うち、出資金及び資本準備金の額	105,381	105,381
うち、再評価積立金の額	31	31
うち、利益剰余金の額	126,799	128,460
うち、外部流出予定額(△)	4,694	4,560
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,475	7,424
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,475	7,424
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	234,992	236,738
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	54	29
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	54	29
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	54	29
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	234,937	236,708
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,250,003	1,258,486
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	285,836	309,181
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	64,532	61,769
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,600,373	1,629,437
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	14.68%	14.52%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する I L M については、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：百万円)

項 目		令和6年度			令和7年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	4,702	—	—	2,715	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	277,098	—	—	336,209	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	92,463	—	—	108,531	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	53,749	—	—	59,737	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	18,148	3,629	145	30,831	6,166	246
	国際開発銀行向け	4,659	—	—	5,368	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	5,612	561	22	5,612	561	22
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,510,560	315,225	12,609	1,346,174	283,716	11,348
	(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	18,444	5,393	215	19,545	5,613	224
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	321,966	137,744	5,509	380,940	150,574	6,022
	(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	18,463	15,115	604	19,460	15,858	634
	(うちトランザクター向け)	—	—	—	0	0	0
	不動産関連向け	10,908	16,090	643	9,372	13,918	556
	(うち自己居住用不動産等向け)	15	8	0	12	6	0
	(うち賃貸用不動産向け)	207	311	12	150	225	9
	(うち事業用不動産関連向け)	10,685	15,771	630	9,209	13,686	547
	(うちその他不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—
	(うちADC向け)	—	—	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	4,547	2,190	87	3,422	986	39
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
	取立未済手形	26	5	0	18	3	0
	信用保証協会等による保証付	1,660	163	6	1,678	164	6
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	株式等	7,822	7,822	312	7,769	10,100	404
	上記以外	203,141	492,516	19,700	192,878	470,761	18,830
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	15,674	39,186	1,567	8,860	22,150	886
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	175,956	439,892	17,595	175,955	439,888	17,595
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,285	3,214	128	440	1,101	44
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	10,224	10,223	408	7,621	7,620	304
	証券化	—	—	—	—	—	—
	(うちS T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち短期S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うちS T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	584,449	258,517	10,340	572,019	304,922	12,196
	(うちルックスルー方式)	584,449	258,517	10,340	572,019	304,922	12,196
	(うちマナドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	3,119,983	1,249,583	49,983	3,082,742	1,257,735	50,309
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	420	16	—	750	30
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	3,119,983	1,250,003	50,000	3,082,742	1,258,486	50,339
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的方式＞		マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
		285,836		11,433	309,181		12,367
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
		64,532		2,581	61,769		2,470
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 合計		所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計		所要自己資本額
		a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
		1,600,373		64,014	1,629,437		65,177

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	64,532	61,769
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,581	2,470
B I	43,021	41,179
B I C	5,162	4,941

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「I」を使用しております。

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢としてリスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを優良貸出資産形成に当たっての重要なリスクと認識し、信用リスク取引にかかる「信用リスク管理要綱」等を定めて適切な管理を行っています。

「信用リスク管理要綱」等は、信用リスク管理部署が策定し、リスク管理委員会等で審議のうえ理事会において決定しています。

与信審査については、フロント・営業セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第二次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンを確保を図っています。

また、上記に加え、毎月、当会全体の信用格付別一貸出先・グループ与信、業種別及び運用目的別与信、各種シーリングに関する与信等についてモニタリングを行うとともに、信用リスクポートフォリオのリスク量について計測を行い、自己資本対比での状況把握、管理に努めています。

上記モニタリング状況、リスク量等はリスク管理委員会、理事会において、報告・協議され対応方針を決定しています。

〈貸倒引当金算定方法の概要〉

当会における貸倒引当金等の計上は、「資産の償却・引当細則」に基づき計上しています。

○一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する将来発生が見込まれる予想損失額に相当する額を計上しています。なお、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には当該必要額を繰り入れています。

○個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権について、貸倒実績率による方法、キャッシュフローを見積もる方法、売却可能額を見積もる方法のいずれかの方法により、個別債務者ごとに今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を計上しています。

自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権について、自己査定の結果発生したⅢ分類及びⅣ分類の全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額（Ⅳ分類で直接償却を行うものを除く。）を計上しています。

※Ⅲ分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産

※Ⅳ分類資産

回収不可能または無価値と判定される資産

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- ②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、Moody' s、JCR、S&P、Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの
期末残高

（単位：百万円）

区 分		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞 エクスポ ージャー	信用リスクに 関するエク スポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞 エクスポ ージャー
国 内		2,263,651	440,937	357,982	—	4,547	2,214,759	503,141	415,068	—	3,422
国 外		271,882	—	271,882	—	—	295,962	—	295,962	—	—
地域別残高計		2,535,533	440,937	629,864	—	4,547	2,510,722	503,141	711,031	—	3,422
法 人	農業	2,947	2,947	—	—	143	3,256	3,256	—	—	130
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	651	651	—	—	—	651	651	—	—	—
	製造業	67,079	60,474	4,000	—	555	68,587	61,983	4,000	—	594
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	33,485	30,853	2,005	—	453	35,542	32,909	2,005	—	431
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	26,636	25,896	—	—	—	26,661	25,921	—	—	—
	運輸・通信業	15,166	11,407	2,804	—	84	14,807	11,048	2,804	—	—
	金融・保険業	1,828,144	166,867	219,025	—	—	1,699,376	215,158	204,711	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	98,360	89,634	8,079	—	3,114	104,627	95,602	8,378	—	2,075
	日本国政府・ 地方公共団体	330,748	47,411	283,336	—	—	395,946	46,178	349,767	—	—
	上記以外	114,707	3,400	110,611	—	—	149,198	9,140	139,363	—	—
個 人		1,394	1,394	—	—	196	1,290	1,290	—	—	189
その他		16,210	—	—	—	—	10,775	—	—	—	—
業種別残高計		2,535,533	440,937	629,864	—	4,547	2,510,722	503,141	711,031	—	3,422
1年以下		1,461,022	165,184	10,792	—		1,376,254	229,006	24,960	—	
1年超3年以下		149,860	59,042	90,817	—		302,627	85,028	217,598	—	
3年超5年以下		230,990	87,561	143,429	—		132,325	67,074	65,251	—	
5年超7年以下		102,267	49,540	52,727	—		104,435	51,247	53,187	—	
7年超10年以下		199,559	40,975	158,583	—		258,186	44,636	213,550	—	
10年超		211,104	38,591	172,513	—		158,438	21,956	136,482	—	
期限の定めのないもの		180,728	41	1,000	—		178,454	4,192	—	—	
残存期間別残高計		2,535,533	440,937	629,864	—		2,510,722	503,141	711,031	—	

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	790	568	—	790	568	568	417	—	568	417
個別貸倒引当金	3,909	2,802	744	3,165	2,802	2,802	2,399	577	2,224	2,399

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では、国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

区 分		令和6年度					令和7年度				
		個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	
法人	農業	43	66	43	66	—	66	101	66	101	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	931	189	931	189	—	189	167	189	167	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	349	—	349	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,723	2,382	2,723	2,382	1	2,382	1,638	2,382	1,638	5
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		212	163	212	163	—	163	142	163	142	—
業種別計		3,909	2,802	3,909	2,802	1	2,802	2,399	2,802	2,399	5

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和 6 年度						令和 7 年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイト の加重 平均値 (%)	F (=E/(C+D))	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイト の加重 平均値 (%)	F (=E/(C+D))
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
		A	B	C	D			A	B	C	D		
現金	0	4,702	—	4,702	—	—	—	2,715	—	2,715	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	277,098	—	277,098	—	—	—	336,209	—	336,209	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	92,463	—	92,463	—	—	—	108,531	—	108,531	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	53,649	1,000	53,649	100	—	—	59,737	—	59,737	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	18,148	—	18,148	—	3,629	20	30,831	—	30,831	—	6,166	20
国際開発銀行向け	0～150	4,659	—	4,659	—	—	—	5,368	—	5,368	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	5,612	—	5,612	—	561	10	5,612	—	5,612	—	561	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	20～150	1,448,316	91,944	1,447,439	62,244	315,225	21	1,279,665	109,709	1,278,873	66,509	283,716	21
〔うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け〕	20～150	18,444	—	18,444	—	5,393	29	19,545	—	19,545	—	5,613	29
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	283,007	38,959	281,161	38,959	137,744	43	287,772	100,916	286,434	93,168	150,574	40
〔うち特定貸付債権向け〕	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	17,200	1,221	16,410	1,213	15,115	86	18,059	1,637	17,153	1,396	15,858	85
〔うちトランザクター向け〕	45	—	—	—	—	—	—	—	0	—	0	0	45
不動産関連向け	20～150	10,908	—	10,741	—	16,090	150	9,372	—	9,292	—	13,918	150
〔うち自己居住用不動産等向け〕	20～75	15	—	15	—	8	54	12	—	12	—	6	50
〔うち賃貸用不動産向け〕	30～150	207	—	207	—	311	150	150	—	150	—	225	150
〔うち事業用不動産関連向け〕	70～150	10,685	—	10,519	—	15,771	150	9,209	—	9,129	—	13,686	150
〔うちその他不動産関連向け〕	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〔うちADC向け〕	100～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向け を除く。)	50～150	1,771	72	1,760	24	2,190	123	994	73	994	34	986	96
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	26	—	26	—	5	20	18	—	18	—	3	17
信用保証協会等による保証付	0～10	1,660	—	1,630	—	163	10	1,678	—	1,641	—	164	10
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	7,616	515	7,616	206	7,822	100	7,635	336	7,635	134	10,100	130
上記以外	100～1250	203,140	—	203,140	—	492,516	242	192,877	—	192,877	—	470,761	244
〔うち重要な出資のエクスポージャー〕	1250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〔うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエク スポージャー〕	250～400	15,674	—	15,674	—	39,186	250	8,860	—	8,860	—	22,150	250
〔うち農林中央金庫の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー〕	250	175,956	—	175,956	—	439,892	250	175,955	—	175,955	—	439,888	250
〔うち特定項目のうち調整項目に算 入されない部分に係るエクスポー ジャー〕	250	1,285	—	1,285	—	3,214	250	440	—	440	—	1,101	250
〔うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有している他の 金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に関するエクスポー ジャー〕	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〔うち総株主等の議決権の百分の十 を超える議決権を保有していない 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係るエク スポージャー〕	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〔うち上記以外のエクスポージャー〕	100	10,223	—	10,223	—	10,223	100	7,620	—	7,620	—	7,620	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〔うちSTC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〔うち短期STC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〔うち不良債権証券化適用分〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
〔うちSTC・不良債権証券化適用対 象外分〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	—	584,449	—	584,449	—	258,517	44	572,019	—	572,019	—	304,922	53
未決済取引	—												
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過措 置によりリスク・アセットの額に算入さ れなかったものの額(△)	—												
合計(信用リスク・アセットの額)	—					1,249,583						1,257,735	

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度									令和 7 年度																
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）									信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																
	0%	20%	50%	100%	150%	その他		合計		0%	20%	50%	100%	150%	その他		合計									
我が国の中央政府及び中央銀行向け	277,098	—	—	—	—	—		277,098		336,209	—	—	—	—	—		336,209									
外国の中央政府及び中央銀行向け	92,463	—	—	—	—	—		92,463		108,531	—	—	—	—	—		108,531									
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—		—		—	—	—	—	—	—		—									
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計								
我が国の地方公共団体向け	53,749	—	—	—	—	—	—		53,749	59,737	—	—	—	—	—	—		59,737								
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	18,148	—	—	—	—		18,148	—	—	30,831	—	—	—	—		30,831								
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—		—								
我が国の政府関係機関向け	—	5,612	—	—	—	—	—		5,612	—	5,612	—	—	—	—	—		5,612								
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—		—								
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他		合計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他		合計								
国際開発銀行向け	4,659	—	—	—	—	—	—		4,659	5,368	—	—	—	—	—	—		5,368								
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他		合計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他		合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,389,093	111,417	6,039	3,132	—	—	—		0	1,509,683	1,211,715	124,281	6,037	3,347	—	—	—	0		1,345,383						
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,401	17,042	—	—	—	—	—		—	18,444	2,503	17,042	—	—	—	—	—	—		19,545						
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他		合計						
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—						
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他		合計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他		合計				
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	96,324	108,530	5,804	—	—	55,096	—		—	54,364	320,120	86,518	109,799	5,005	—	—	68,135	—	—	110,143		379,602				
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—				
	100%		150%		250%		400%		その他		合計	100%		150%		250%		400%		その他		合計				
劣後債権及び その他資本性証券等	—		—		—		—		—		—	—		—		—		—		—		—				
株式等	—		—		7,822		—		—		7,822	—		—		7,769		—		—		7,769				
	45%		75%		100%		その他		合計		45%		75%		100%		その他		合計							
中堅中小企業等向け及び個人向け	—		1,090		2,448		14,085		17,624		0		1,145		2,370		15,032		18,549							
（うちトランザクター向け）	—		—		—		—		—		0		—		—		—		0							
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	12	—	—	2	—	15	—	—	—	—	—	—	—	11	—	—	1	0	12
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	207	—	207	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	—	150		
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—		—		—		—		10,514		5		10,519	—		—		—		—		9,124		5		9,129
	60%				その他				合計				60%				その他				合計					
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—				—				—				—				—				—					
	100%		150%		その他		合計		100%		150%		その他		合計											
不動産関連向け うちADC向け	—		—		—		—		—		—		—		—											
	50%		100%		150%		その他		合計		50%		100%		150%		その他		合計							
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	444		25		1,173		141		1,784		507		37		372		111		1,028							
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—							
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		0%		10%		20%		100%		その他		合計			
現金	4,702		—		—		—		—		4,702		2,715		—		—		—		—		2,715			
取立未済手形	—		—		26		—		—		26		—		—		18		—		—		18			
信用保証協会等による保証付	—		1,630		—		—		—		1,630		—		1,641		—		—		—		1,641			
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—			

(5) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト 区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	2,011,037	131,773	77	2,109,476	1,930,489	198,327	78	2,083,554
40%～70%	118,143	63	100	118,159	119,681	60	99	119,703
75%	6,289	622	100	6,897	5,469	707	100	6,152
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	13,959	460	100	13,884	14,872	805	71	14,807
90%～100%	57,654	267	100	57,570	66,244	12,424	38	70,544
105%～130%	147	—	—	141	111	—	—	111
150%	11,974	8	100	11,895	9,698	10	100	9,646
250%	7,616	515	40	7,822	7,635	336	40	7,769
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	20	1	93	21	0	1	84	0
合 計	2,226,842	133,712	77	2,325,869	2,154,202	212,673	76	2,312,291

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について、信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAーまたはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBBーまたはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	38,621	15,534	—	88,556	21,559	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	145	0	—	175	0	—
自己居住用不動産等向け	—	12	—	—	11	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	5	—	—	5	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	20	—	—	20	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	38,791	15,547	—	88,757	21,571	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。当会では、派生商品取引に関しては、リスク資本及び信用供与額の割当方法に関する具体的方針は定めていませんが、余裕金運用規程及び余裕金運用会議で派生商品取引の運用限度額、運用目的、方法等を定める中で総体のリスク量の圧縮を図っています。また、派生商品取引の信用供与額の割当方法については、リスク管理委員会において金融機関別の派生商品取引の与信限度額を定めるとともに、ロスカット基準を定め適切なリスク管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。当会では、これに該当する取引を想定していないため、リスク管理の方針及び手続きは定めていません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

項 目	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和6年度

(単位：百万円)

項 目	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	124	1,401	—	—	—	1,401
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	124	1,401	—	—	—	1,401
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	124	1,401	—	—	—	1,401

令和7年度

(単位：百万円)

項 目	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	670	2,503	—	—	—	2,503
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	670	2,503	—	—	—	2,503
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	670	2,503	—	—	—	2,503

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。

2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において、価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
該当ありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ
該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、「証券化エクスポージャー」を投資対象としており、証券化エクスポージャーの取得に当たって発生する信用リスクに関しては、余裕金運用規程・細則等で定める一般法人の発行する債券の取得と同様な考え方を基本としています。また、リスク管理の方針及び手続きについても同様です。

なお、現時点で当会として「再証券化エクスポージャー」は保有していませんが、取得に当たっては「証券化エクスポージャー」に準じて取り扱います。

◇体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性、その裏付け資産に関する包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報、証券化取引についての構造上の特性等を把握するため、定期的にモニタリングを実施しています。

◇信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当ありません。

◇当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当ありません。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。
(注) オリジネーターとは、証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

6. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVAまたは簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に外国為替関連取引が対象となります。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

7. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しております。

a リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(a) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(b) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(c) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

・当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

・当該振替の理由

(d) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

b 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、当会が業務を遂行する際に発生するリスクのうち、市場、信用、流動性リスクを除いたその他リスクをいいます。当会では、管理すべきオペレーショナル・リスクを「リスク管理基本方針」及び「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定めるとともに、リスク管理にあたっては個々のリスクについて発生可能性を極小化することを目的に、各種管理要綱等を制定し適切なリスク管理に努めています。

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

当会では、オペレーショナル・リスクを管理統括する統括部署を設置し、各部署のリスク管理状況について総合的に把握し、部署間調整及び改善指示等を行っています。また、経営層によって構成されるリスク管理委員会を毎月開催し、各部署の管理状況を定期的に報告するほか、重大な事案については改善方針を含め理事会に報告する態勢を整備しています。

○事務リスク管理

事務リスク管理にあたっては、多種多様な事象・項目を管理する必要性に留意し、発生頻度と影響度合いを踏まえつつ、発生する可能性を極小化するため「事務リスク管理要綱」等を定め適切な管理を行っています。

○システムリスク管理

情報資産を適切に保護するための基本方針として「情報セキュリティ基本方針」を定めるとともに、「システムリスク管理要綱」等を整備し、システムリスク管理体制の強化に努めています。また、システム等が不慮の災害や事故・犯罪、障害等により重大な損害を被り業務の遂行が果たせなくなった場合に、各種業務の中断の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための「コンティンジェンシープラン」を定め適切な管理を行っています。

○その他のオペレーショナル・リスク管理

事務リスク、システムリスク以外の法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスクについては、各種管理要綱等に基づき適切な管理を行っています。

◇B Iの算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）及びF C（金融商品要素）を合計して算出しています。

なお、I L D C、S C及びF Cの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L Mの算出方法

I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定の株式・投資証券及び外部出資勘定の株式・出資として計上されているものです。

子会社株式及び関連会社株式等の取得による時価のない株式または外部出資の管理方針等は、子会社管理規程または個別審査により適切に取得するとともに、資産自己査定実施細則等に基づき適切なリスク管理を行っています。

その他有価証券として区分される時価のある株式・投資証券についての管理方針等は、市場リスク管理の枠組みの中で適切なリスク管理を行っています。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	6,816	6,816	9,419	9,419
非上場	158,399	158,399	158,418	158,418
合 計	165,215	165,215	167,838	167,838

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
4,126	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資等の評価損益)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,963	136	4,430	—

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	258,517	304,922
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

11. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損害を被るリスクのことです。

当会では、「金利リスク」については金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債の価値が変動して損失を被るリスクである「市場リスク管理」の中で、適切な管理を行っています。

当会のリスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

○リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

当会では、金利リスクを含む「市場リスク」を重要なリスクの一つであり極めて重要な収入源であると認識し、適切な管理体制のもとで一体的に管理をしています。

市場リスク管理においては、「市場リスク管理要綱」を定め、ロスカット基準、損失限度額、評価差損限度額の基準を設定し日次管理を行うとともに、V a R 法等によりリスク量を計測し、自己資本対比でのリスクの把握と管理に努めています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（I R R B B）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理及びリスクの削減の方針

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するI R R B Bの比率の管理やストレステストに基づくリスクシミュレーションなどを行いリスク削減に努めています。

また、リスク管理の実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたって、投資方針の決定、取引の執行及びモニタリングをそれぞれ分離して行っています。具体的には、余裕金運用方針の決定については、A L M委員会等の協議内容を踏まえ余裕金運用会議、リスク管理委員会及び理事会に、管理運営状況については、執行はフロント・セクション、モニタリングはリスク管理部署が担当し、毎月、リスク管理委員会及び理事会に報告しています。

○金利リスク計測の頻度

当会は、月次でV a R法による金利、為替、株式、市場統合の各リスク量を計測しています。また、月次で銀行勘定の金利リスク（I R R B B）を計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法

当会は、金利スワップやオプション取引等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方平行シフト、下方平行シフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.081年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提
キャッシュ・フロー展開において、一定の前提を置いたスプレッドは考慮していません。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前年度末の開示からの変動に関する事項
 $\Delta E V E$ の前年度末からの変動要因は、債券の入れ替えに伴う残存期間の短期化によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクに関する事項

- 金利ショックについて
当会では、リスク資本配賦管理として、市場性資産に加え、貸出金や預け金、貯金等の資産・負債の金利リスク量の算出を、分散共分散法によるV a R法（観測期間1,000日、信頼区間99%、保有期間60日）により、金利とあわせ為替、株式、市場統合の各リスク量を毎月計測・評価し、リスク管理委員会等で市場変動に伴う損失発生可能性額の把握に努めています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味
農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ と大きく異なる点はありません。

◇金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	59,750	64,820	6,198	5,427
2	下方パラレルシフト	0	0	451	231
3	スティープ化	45,496	45,266		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	10,042	8,731		
6	短期金利低下	0	748		
7	最大値	59,750	64,820	6,198	5,427
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	236,708		234,937	

（補足説明）

「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「下方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

「短期金利低下」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。